

「PSB Advanced」 サービス利用規約

第1章 総 則

第1条（目的）

ジャパンメディアシステム株式会社（以下「当社」といいます）は、契約者に対し、以下の利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、エフセキュア株式会社（以下「エフセキュア社」といいます）のアンチウイルスサービス「エフセキュアプロテクション サービスビジネス」（以下「PSB」といいます）を PSB Advanced サービス（以下「本サービス」として提供します。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。契約者は本規約を確認し、同意した上で利用を申し込むものとし、本規約に則って本サービスを利用するものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、エフセキュア社が PSB の内容を変更した場合等、本規約を随時変更することができるものとします。

2. 当該変更内容（利用料金やその他の提供条件を含みます）は、インターネット上の当社所定のウェブページ内に掲示されるか、又は、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、当社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第4条（用語の定義）

本規約において、用語の定義は次の通りとします。

- ① 「利用契約」とは、本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- ② 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- ③ 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備および本サービスを提供するにあたり、エフセキュア社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線、並びに設置するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- ④ 「ユーザ名」とは、本サービスの利用者毎に交付され、契約者と他の利用者を識別し、電気通信回線を通じた本サービスの利用を可能とする符号をいいます。
- ⑤ 「パスワード」とは、ユーザ名と組み合わせて、契約者と他の利用者を識別するために用いられる符号をいいます。
- ⑥ 「ライセンスキー」とは本サービスの利用者毎に交付され、契約者と他の利用者を識別し、電気通信回線を通じた本サービスの利用を可能とする符号をいいます。

2. 前項④⑤⑥を、以下「ユーザ名等」といいます。

第2章 契約

第5条（利用契約の申込方法）

契約者は、本規約に同意することを条件として、本サービスを利用することができるものとします。

2. 契約者が本規約に同意する場合、当社ウェブページ (<http://www.bias.jp/psba/>) の申込画面に入力し、かつ、利用申込書に記名捺印し、当社に提出するものとします。

3. 利用契約は前項内容を当社が確認したときに成立するものとします。

第6条（契約単位又は条件）

本サービスの契約単位はエージェントをインストールする台数（以下「ユーザ数といいます」）です。

2. ユーザ数を超えてエージェントをインストールすることはできません。

3. 本サービスの最低利用期間は6ヶ月間とします。

4. 本サービスの最低契約ユーザ数は原則3ユーザとします。

5. 本サービスは最低利用期間内での全部解約はできません。

6. 契約者が最低利用期間内に利用契約の解約を希望する場合、本サービスを最低利用期間満了日まで契約ユーザ数分利用したのものとして、当社が定める期限までに当社に一括して利用料金（消費税を含みます）を支払うものとします。

第3章 契約者の義務

第7条（変更の届出）

契約者は、当社ウェブページの申込画面及び利用申込書により当社に申告した内容に変更があった場合、すみやかに当社に届け出るものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切の責任を負いません。

第8条（契約者の管理責任）

契約者はユーザ名等を厳重に管理保管するものとし、契約者以外の第三者が利用可能な状態におかないものとします。当社は、契約者がユーザ名等の管理保管を怠ったことにより、契約者以外の第三者が契約者のユーザ名等を利用可能になった場合も、一切の責任を負いません。

第9条（契約者の禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。

① 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、及びそれに類似する行為。

② 犯罪行為を惹起する行為、及びそれに類似する行為。

- ③ 当社並びにエフセキュア社、又は第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、及びそれに類似する行為。
- ④ 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講に関与する行為もしくはそれに類似する行為、及びこれを勧誘する行為。
- ⑤ 他人のユーザ名等を不正に使用する行為、自己のユーザ名等を他人に使用させる行為、及びそれに類似する行為。
- ⑥ 当社のコンピュータに保存されているデータを、当社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、及びそれに類似する行為。
- ⑦ 利用契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保提供する等の行為、及びそれに類似する行為。
- ⑧ 当社と同種又は類似の業務を行う行為、及びそれに類似する行為。
- ⑨ 事実誤認を生じさせるおそれのある行為、及びそれに類似する行為。
- ⑩ 本サービスで利用し得る情報を改竄する行為、及びそれに類似する行為。
- ⑪ 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去又は第三者の通信に支障を与える行為、及びそれに類似する行為。
- ⑫ 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為、及びそれに類似する行為。
- ⑬ 当社又はエフセキュア社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社又はエフセキュア社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為。
- ⑭ その他、当社が不適切と判断する行為。

第4章 本サービス

第10条（本サービスの内容）

本サービスでは以下のサービスが提供されます。

① ウイルス・スパイウェアの感染防止・駆除

エフセキュア社のウイルス対策サービスである PSB を利用し、対象クライアント PC のウイルス・スパイウェア対策を実施します。

② 管理者画面からの確認

対象クライアント PC における PSB のウイルス定義ファイル適用状況を指定のサイト（以下「PSB 管理ポータル」といいます）より確認できます。

③ ソフトウェアアップデート対策サービス

エフセキュア社製のエージェントをインストールすることで、対象のクライアント PC でのサードパーティー製のソフトウェアや Windows Update の適用が自動で実行されるように設定できます。

④ 管理者機能提供サービス

エフセキュア社の PSB 管理ポータル機能を利用し、対象クライアント PC のパッチ適用状況、パターンファイル適用状況が確認できます。

2. 本サービスでは以下の作業は行いません。

- ① ハードウェアや OS、ネットワークなど、本サービスで提供されるソフトウェアに関わらない内容の問い合わせ対応。
- ② データ復旧。
- ③ 訪問作業。
- ④ ウイルス駆除作業。

3. 本サービスの開始にあたり、以下の作業は契約者作業となります。当社が作業する場合は別途有償にて提供します。

- ① 対象クライアント PC からの他のアンチウイルスソフトのアンインストール作業。
- ② 対象クライアント PC へのエージェント導入作業。
- ③ ファイアウォールのポート設定作業等。

第 11 条（本サービス利用環境）

本サービスの利用にあたり、対象クライアント PC の全てがインターネットに接続できる必要があります。なお、本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、契約者が用意するものとします

2. 本サービスを利用いただくには当社並びにエフセキュア社が推奨する動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。動作環境に関する制限については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。

3. サードパーティー製ソフトウェアアップデートや Windows Update 対策機能は提供元メーカーや Microsoft 社がアップデートを提供することが前提となります。

第 12 条（本サービスの責任範囲）

本サービスは、ウイルスからの防御や Windows Update の適用を完全にお約束するものではありません。ウイルス等による損害に関しては一切保証いたしません。

2. 本サービスで調査されたクライアントのセキュリティ適用状況の結果は、契約者自身により PSB 管理ポータル画面にて確認してください。セキュリティ状況が悪化した場合、当社又はエフセキュア社からの報告はありません。ウイルス等による損害に関しては一切保証いたしません。

3. 本サービス用設備外の機器、インターネット回線及び契約者のネットワーク回線で発生した問題により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は一切の責任を負いません。

4. 本規約は、本サービス内容及び仕様を将来に渡って保証するものではありません。

第 13 条（本サービス提供内容の変更）

当社並びにエフセキュア社は、セキュリティ・運用・技術上等の事由により、本サービスの一部機能の変更や中止、また本サービスの一部として提供しているソフトウェア等

の変更や中止を行うことがあります。それにより契約者や第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第14条（本サービスの契約期間）

本サービスの契約期間は、本サービスのユーザ名等が契約者に到達した日（以下「納入日」といいます）に開始し、契約期間満了日を持って終了するものとします。

2. 契約者は、①月間契約、②暦月単位の複数月で当社と別途合意する複数月契約（年間契約を含む）（①②の契約期間を以下「契約期間」といいます）のいずれかを、申込の際に選択することができます。契約期間の満了日は、月間契約にあたっては納入日が属する月（以下「利用開始月」といいます）の翌月末日、複数月契約にあたっては、利用開始月の翌月から起算して契約期間が満了する月の月末日とします。

第15条（本サービスの利用料金）

契約者は、本サービスをご利用いただくにあたり、別途定義する利用料金を、支払条件に基づいて当社に支払うものとします。

2. 本サービスの利用料金の最初の課金は、納入日に属する月の翌月にされ、それ以降は契約更新の都度課金するものとします。

3. 契約者が本サービスを利用する目的で支払われた利用料金は、本規約で明示的に規定する場合を除き、払い戻しは行わないものとします。

第16条（ユーザ数の追加・削減）

ユーザ数の追加は、当社所定の書式によるユーザ数追加の申込手続きにより行うものとします。ユーザ数追加後の利用料金は、ユーザ数の追加が実施された日が属する月より、追加後の利用料金が適用されます。

2. ユーザ数の削減は、当社所定の書式によるユーザ数削減の申込手続きにより行うものとします。ユーザ数削減後の利用料金は、ユーザ数の削減が実施された日が属する月の翌月より、削減後の利用料金が適用されます。

第5章 サービスの停止・中止等

第17条（通信利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又は中止する措置を取ることがあります。

第18条（サービス提供の停止及び中止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- ① 第9条各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき。
- ② 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

- ③ 前各号に掲げる事項の他、本規約の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行又はサービス用設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ④ 契約者の環境が他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- ① 本サービス用設備等のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ないとき。
- ② 第17条の規定によるとき。
- ③ 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき。
- ④ 当社が本サービスの運用に影響を及ぼすと判断した不正なアクセス等があったとき。
- ⑤ その他本サービスの運用上又は技術上の相当な理由がある場合。
3. 当社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止及び中止しようとするときは、予めその理由、実施期日及び実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、本条第1項および第2項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負いません。

第19条（サービスの廃止）

当社は、やむを得ない事由により本サービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の6ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第6章 契約の解除

第20条（当社による利用契約の解除）

- 当社は、第18条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者が第18条第1項または第2項のいずれかに該当する場で、その事由が当社の業務遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。
3. 当社は、契約者が本サービスの利用料金について、支払期日を1ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除できます。
4. 当社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、予めその旨を契約者に通知します。
5. 当社は、契約者が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
- (ア) 本規約の条項に違反したとき。
- (イ) 手形または小切手の不渡りが発生したとき。

- (ウ) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
- (エ) 破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき。
- (オ) 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (カ) 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じたとき。
- (キ) 解散又は営業停止となったとき。
- (ク) 本サービスに基づく債務であるか否かに関わらず、当社に対する債務の弁済を1ヶ月以上滞納したとき。
- (ケ) その他財務状態の悪化又はそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。

6. 契約者は前項各号のいずれか一つにでも該当した場合には、当社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

第21条（契約者による本サービスの解約）

契約者は、本サービスの一部又は全部を任意に解約することができます。

2. 本サービスの解約を希望する契約者は当社所定の書式により、当社に対して契約期間の満了日の2ヶ月前までに通知するものとします。ただし、本サービスの利用料金は、契約期間の満了日まで発生し、解約日にかかわらず日割り計算等による払い戻しはされません。

3. 契約期間の満了日の2ヶ月前までに契約者から当社所定の書式による解約の通知が当社に到達しない場合、契約期間は、月間契約にあたっては1ヶ月間、複数月契約にあたっては更新前の契約期間と同一の期間、同内容で自動的に更新され、以降も同様とします。

第7章 損害賠償

第22条（免責）

第三者がユーザ名等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任も負いません。

2. 契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負いません。

3. 当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

4. 当社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証しないものとします。

5. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。

第23条（損害賠償の範囲）

本サービスに関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。なお、当社は、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、又は当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負いません。

① 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月に発生した当該本サービスに関わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）。

② 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上であるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1年未満は切り捨て）にて発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）。

③ 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額。

2. 当社は、本サービスの提供に関し、前項に規定された場合を除き、契約者に発生したいかなる損害に対して何らの責任も負いません。

3. 契約者が本規約に違反したまたは不正行為により当社に対し損害を与えた場合は、当社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。

4. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

第8章 雑則

第24条（サービスの提供区域）

本サービスの契約者は、日本国内在住者に限定されるものとします。

第25条（問い合わせ窓口）

契約者は本サービスに関する問い合わせを当社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。なお、問い合わせ内容によっては、お応えできないものがあります。

第26条（権利の譲渡等の制限）

本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡や貸与等の行為をすることができません。

第27条（知的財産権）

本サービスにより当社が契約者に対して提供するプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物、著作権、営業秘密、その他一切の知的財産権は、当社又はエフセキュア社に帰属します。

2. 契約者は、本サービスにより当社から提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物について、当社又はエフセキュア社の明示的な許可なく、複製、改変、削除等著作権者の権利を侵害する用途に利用することはできません。

3. 契約者は、利用契約終了後、当社が要求する場合、当社又はエフセキュア社から提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等に対し、消去、返却、裁断もしくは消去などの必要な機密漏洩防止措置を講じるものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

契約者は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「指針」といいます）を尊重し、本規約の同意をもって下記の各号に該当しないこと、及び今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証するものとします。

- ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）であること、又は、反社会的勢力であったこと。
- ② 役員又は実質的に経営を支配するものが反社会的勢力であること、又は、反社会的勢力であったこと。
- ③ 相手方に対して脅迫的な言動をとること、もしくは暴力を用いること、又は、相手方の名誉・信用を棄損する行為を行うこと。
- ④ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- ⑤ 相手方に対し、指針が排除の対象とする不当要求をすること。
- ⑥ 反社会的勢力である第三者をして前5号の行為を行わせること。
- ⑦ 自ら又はその役員もしくは実質的経営を支配するものが反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

2. 契約者が当該表明・保証に違反した場合、当社は本サービスの全て又は一部を何らかの催告をすることなく、中断又は中止することができます。

第29条（準拠法）

本サービス又は本規約に関連して当社と契約者の間に生じたあらゆる法律関係、及び本条項各号の成立、効力、履行及び解釈についての準拠法は日本国法とします。

第30条（合意管轄裁判所）

本サービス又は本規約に関連して当社と契約者の間で生じた紛争については、東京地方裁判所ないし東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。